

## 近世街道絵図「中国行程記」について

山田 稔

はじめに

「行程記」は、萩藩絵図方・郡方地理図師が作製した街道絵図群である。代表的作品として、萩城下から江戸までの主要街道である萩往還・山陽道・東海道・中山道を描いた「行程記」全三三卷、防長両国の外周を一巡する萩藩主の御国廻り（領内巡見）路を描いた「御国廻御行程記」全七卷がある。いずれも街道沿線の自然や集落景観が色鮮やかに描かれ、地名や建物等の記入をはじめ、名所旧跡に関する由来書も豊富で、多彩な情報を含む歴史資料としての価値が高い。前記のほか、「行程記」には複数のルート・系統があり、これまで五七点の所在が確認されている<sup>③</sup>。

「行程記」は、各々の出来映えもさることながら、江戸時代の一大街道絵図群としても貴重である。しかし、全体像解明にあたっては、作製経緯を記した文書記録が少ないため、残された個々の作品の分析が不可欠となっている。本稿では、その一環として、毛利家文庫「行程記（山陽道）」（以下、山陽道の表記を省略）と混同されがちな「中国行程記」（萩博物館所蔵）の内容と特徴について、両図の比較を交えて紹介してみたい。

一 装丁・様式

紙本着色。折本装。木箱入り。表紙の大きさは、第一巻で縦二八・五センチメートル、横一三・八センチメートル。縮尺は、毛利家文庫「行程記」と同じ七八〇〇分の一である。周防・安芸国境の小瀬川から京都伏見境までの山陽道五巻、および畿内別路線や支線など三巻の全八巻で構成される。詳細は表1を参照されたい。

表紙は、無地濃紺の和紙製で質素な仕立てである。表紙・裏表紙ともに外題箋が付けられている。両表紙の見返し部分に内題と凡例がある。これは、「行程記」が往復両用図として作られているためである。すなわち、表紙に「登り」とある方から開けば山陽道の上り路、同じく「下り」とある方から開けば下り路となる趣向になっている。

景観描写の視点は、往復両用図としての性格から、常に画面中央の街道上に置かれている。したがって、進行方向に向かって左右の景観として描かれるため、横長の絵図上



写真1 「中国行程記」全8巻（萩博物館所蔵）

表1 萩博物館所蔵「中国行程記」の構成

No.	外題（内題・上り／下り）		区間	路線	員数	折数	合紋
1	中国行程記 一（行程記 從安芸国佐伯郡小野村境尾瀬川至同国豊田郡田万里村東ノ境 登一ノ行程記 從安芸国豊田郡田万里村至同国佐伯郡小野村境尾瀬川 下り五）		小瀬川ノ田万里	山陽道	1	47	いー
2	中国行程記 二一（行程記 從安芸国賀茂郡西野村至備中国小田郡三成村 登一ノ行程記 從備中国小田郡三成村至安芸国賀茂郡西野村 下四）		西野ノ三成	山陽道	1	47	ろい
3	中国行程記 三（行程記 從備中国下道郡背村至播磨国赤穂郡池ノ内村 登三ノ行程記 從播磨国赤穂郡池ノ内村至備中国下道郡背村下三）		背ノ池ノ内	山陽道	1	43	にろ ほ
4	中国行程記 四（行程記 從播磨国揖西郡名波野村至摂津国境明石郡塩屋村ノ行程記 從摂津国境明石郡塩屋村至播磨国揖西郡名波野村）		名波野ノ塩屋	山陽道	1	39	とへほ
5	中国行程記 五（行程記 從摂津国矢田郡須磨村至山城国紀伊郡伏見京境 登五ノ行程記 從山城国紀伊郡伏見京境至摂津国矢田郡須磨村 下二）		須磨ノ伏見京境	山陽道	1	46	ーりちと
6	中国行程記 六（行程記 從摂津国武庫郡西ノ宮至同国西生郡大坂ノ行程記 從摂津国西生郡大坂至同国武庫郡西ノ宮）		西宮ノ大坂	畿内別路線	1	13	ぬち
7	中国行程記 七「此卷末ノりノ印ト五卷目合印アリ」ノ行程記 從摂津国東生郡大坂至山城国統喜郡淀ニノ行程記 從山城国統喜郡淀至摂津国東生郡大坂）		大阪ノ淀	畿内別路線	1	25	りぬ
8	中国行程記 八「佐越 室津」ノ行程記 從播磨国赤穂郡久賀村至同郡佐越浦・從同国揖西郡室津至同郡正條村 合卷ノ行程記 從播磨国揖西郡正條村至同室津・從同国赤穂郡佐越浦至同郡久賀村 合卷）		久賀ノ坂越 室津ノ正条	播磨国別路線	1	13	ーに へー

近世街道絵図「中国行程記」について（山田）

では、上下向き合わせに見える。そのほか、図中の地名や施設名などの表示、名所旧跡などの注記、方位表示など、基本的な仕様は他の「行程記」と同様のため、詳細は別稿に譲り、以下に「中国行程記」の特徴を記すこととする。

まず、全巻にわたって、上り側巻頭の凡例下部に付される貼り紙（写真2）が挙げられる、内容は、図中の里程数と本紙の折数を示したもので、第一巻を例に取ると、次のように記されている。

此巻拾九里半余

内

三拾六町道 九里

五拾町道 拾里半余

三拾六町道にして

式拾四里

折数 四拾七折

最初に第一巻の総里程数を記し、内訳として、三六町道が九里、五〇町道が一〇里半余であること、次にこれらをすべて三六町道に換算した場合は二四里となること、そしてこの巻が四七折仕立てであることを示している。

江戸時代、一里の長さは三六町を通例としたが、必ずしも全国一様ではなかった<sup>6</sup>。本図では、里程単位の違いがど

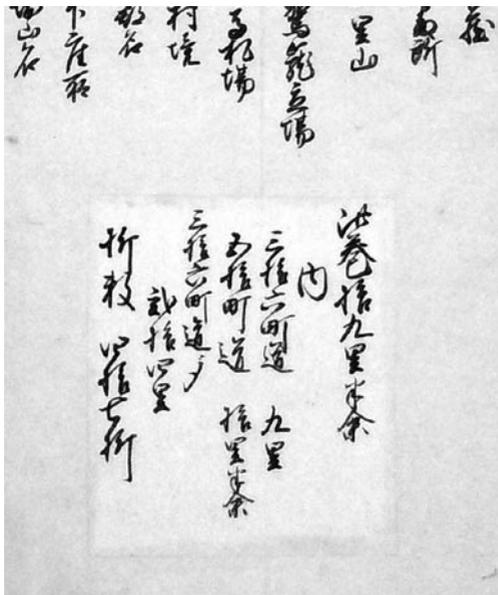


写真2 里程貼り紙（「中国行程記」第1巻・巻頭）

のように表されているのか紹介してみたい。

図中の一里山では、該当区間の一里が何町単位かが示されている。例えば、第一巻・小瀬川から最初の「一里山」となる安芸国佐伯郡小方村の一里山では、「此一里山ハ周防小瀬川境ヨリ一里、広島札場ヨリ八里当ル、前後三十六町道」とあり、当該区間がすべて三六町道であったことがわかる。また、広島城下を過ぎて、小瀬川より一〇里目となる安芸安芸郡矢賀村の一里山には、「此一里山ハ広島札場ヨリ壹里、五十町道、備後尾ノ道ヨリ十八里二当ル、是より上五十丁四十八丁諸所不同」とあり、五〇町・四八町と、単位が異なる区間があることを示している。この内容をみていくと、山陽道沿線全体では、一里 $\parallel$ 三六町・四八町・五〇町・五四町の四種類の単位が用いられていたことがわかる。片や、防長両国内の「行程記」では、このような里程単位に関する特別な注記がない。また前記の貼り紙において、記入者側の必要事項として、三六町道への総換算値が表示されていることは、萩藩領内において一里 $\parallel$ 三六町が基準であったことを裏付けていよう。

また、図中では、三六町道の区間では、およそ三葉半ごとに一里山が記されるのに対して、五〇町道ではおよそ五葉ごとに記されており、一里山の間隔が各所の実態に即して表示されている。なお、これら図中の里程単位の取り扱いは、「中国行程記」に限らず、「行程記」全般に共通している。

次に、合紋の様式が挙げられる。基本的に「行程記」各巻の首尾には、前後巻との接続を示す合紋がある。この合紋は「いろは」の一字で、「此いノ字は二巻目ノ合紋ナリ」のように、接続先が注記されている。

この合紋の形に違いがあり、毛利家文庫「行程記」では、胡粉で白く塗られた大きめの丸枠内に記されるのに対して、「中国行程記」は、対応箇所ごとに色分けされた小さめの四角枠内に記される。なお、両図の合紋は、表1・3

に示したとおりである。

## 二 区間構成

「中国行程記」の収録ルートを中心は、周防・安芸国境の小瀬川から京都伏見までの山陽道（五巻）で、これに接続する「西宮→大阪」と「大阪→淀」の畿内別路線（二巻）、「播磨国赤穂郡久賀→同郡坂越・播磨国揖西郡室津→同郡正条」の播磨国別路線（合巻一卷）が加わる（表1参照）。毛利家文庫「行程記」にも、同じく畿内別路線、播磨国別路線が含まれる。

両図の区間構成を比較したのが表2である。また、それらを地図上で示したのが図1である。なお、毛利家文庫「行程記」の詳細は、表3を参照されたい。

小瀬川から京都伏見境までという点は共通しているが、各巻の区間割りが大きく異なっている。このため、毛利家文庫「行程記」の六巻に対して、「中国行程記」は五巻仕立てとなっている。区間割りが異なる理由は明らかではないが、少なくとも毛利家文庫「行程記」と「中国行程記」は、同一のものではない。

なお、毛利家文庫「行程記」が、萩唐樋札場から三田尻、同所から小瀬川までの計二巻を含むのに対して、「中国行程記」は、小瀬川を起終点としている。毛利家文庫「行程記」の小瀬川部分には、三田尻から小瀬川までの巻との接続を示す合紋があるが、「中国行程記」にはない。また、「中国行程記」第一巻の外題箋には、「登り一」「下り五」と表記されることから、小瀬川を起終点とすることに疑いはない。

表2 毛利家文庫「行程記」と「中国行程記」の区間構成

標題	区間	整理番号	路線
行程記	登り一・下り八 萩↗三田尻	毛利家文庫 地誌41(25の1)	萩往還
行程記	登り二・下り七 三田尻↗小瀬川	毛利家文庫 地誌41(25の2)	山陽道
行程記	登り三・下り六 小瀬川↗西条	毛利家文庫 地誌41(25の3)	山陽道
行程記	登り四・下り五 西条↗尾道	毛利家文庫 地誌41(25の4)	山陽道
行程記	登り五・下り四 尾道↗藤井	毛利家文庫 地誌41(25の5)	山陽道
行程記	登り六・下り三 藤井↗加古川	毛利家文庫 地誌41(25の6)	山陽道
行程記	登り七・下り二 加古川↗西宮	毛利家文庫 地誌41(25の7)	山陽道
行程記	登り八・下り一 西宮↗伏見京境	毛利家文庫 地誌41(25の8)	山陽道
行程記 從播磨国赤穂郡久賀村 至同郡佐越浦・從同国揖西郡室 津至同郡正條村 合卷	久賀↗坂越 室津↗正条	毛利家文庫 地誌41(25の20)	播磨国 別路線
行程記 從摂津国西生郡大坂至 同国武庫郡西ノ宮	大阪↗西宮	毛利家文庫 地誌41(25の21)	畿内別路線
行程記 從山城国統喜郡淀至摂 津国東生郡大坂	淀↗大阪	毛利家文庫 地誌41(25の22)	畿内別路線

標題	区間	路線
中国行程記 一	小瀬川↗田万里	山陽道
中国行程記 二	西野↗三成	山陽道
中国行程記 三	背↗池内	山陽道
中国行程記 四	名波野↗塩屋	山陽道
中国行程記 五	須磨↗伏見京境	山陽道
中国行程記 六	西宮↗大阪	畿内別路線
中国行程記 七	大阪↗淀	畿内別路線
中国行程記 八	久賀↗坂越 室津↗正条	播磨国 別路線

近世街道絵図「中国行程記」について（山田）

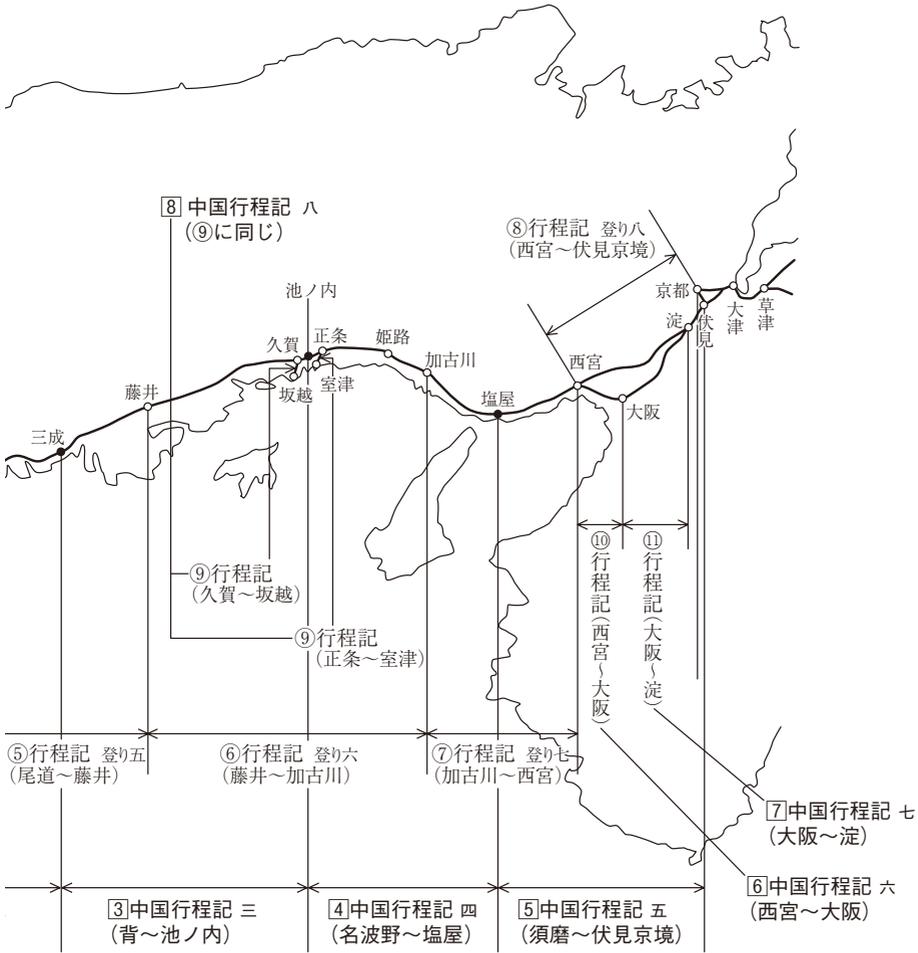


図1 毛利家文庫「行程記」と「中国行程記」の区間構成

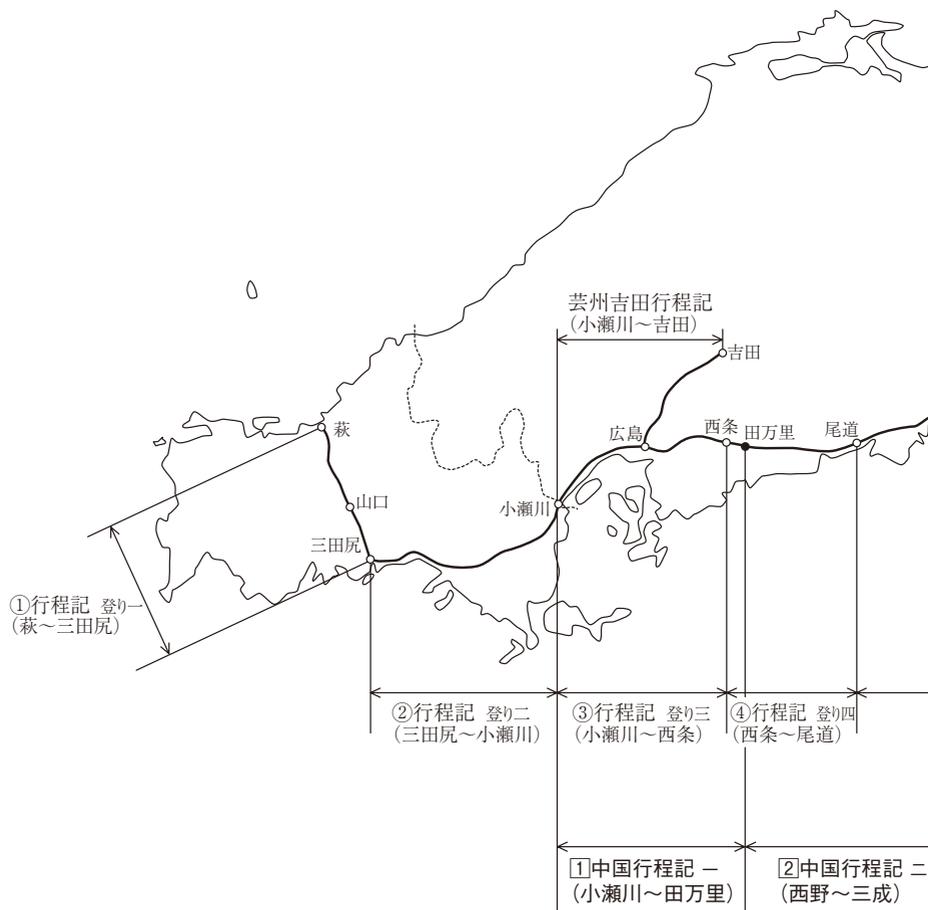


表3 毛利家文庫「行程記」（山陽道）の構成

No.	外題		区間	路線	合致	員数	折数	整理番号
1	行程記	從阿武郡萩唐樋札場至周防国佐波郡三田尻 登り一 從周防国佐波郡至三田尻阿武郡萩唐樋札場 下り八	萩～三田尻	萩往還 山陽道	ー	1	32	毛利家文庫 地誌41（25の1）
2	行程記	從周防国佐波郡三田尻至同国玖珂郡尾瀬川 登り二 從周防国玖珂郡尾瀬川至同国佐波郡三田尻 下り七	三田尻～小瀬川	山陽道	ろい	1	47	毛利家文庫 地誌41（25の2）
3	行程記	從安芸国佐伯郡小野村尾瀬川至同国賀茂郡西條庄四日市 登り三 從安芸国賀茂郡西條庄四日市至同国佐伯郡小野村尾瀬川 下り六	小瀬川～西条	山陽道	はろ	1	38	毛利家文庫 地誌41（25の3）
4	行程記	從備後国御調郡尾ノ道駅至安芸国賀茂郡西條四日市 登り四 從備後国御調郡尾ノ道駅至安芸国賀茂郡西條四日市 下り五	西条～尾道	山陽道	には	1	32	毛利家文庫 地誌41（25の4）
5	行程記	從備後国御調郡尾ノ道駅至備前国上道郡藤井駅 登り五 從備前国上道郡藤井駅至備後国御調郡尾ノ道駅 下り四	尾道～藤井	山陽道	ほに	1	41	毛利家文庫 地誌41（25の5）
6	行程記	從備後国上道郡藤井駅至播磨国印南郡賀古川 登り六 從播磨国印南郡賀古川至備後国上道郡藤井駅 下り三	藤井～加古川	山陽道	ちほへと	1	42	毛利家文庫 地誌41（25の6）
7	行程記	從播磨国印南郡賀古川至摂津国武庫郡西ノ宮 登り七 從摂津国武庫郡西ノ宮至播磨国印南郡賀古川 下り二	加古川～西宮	山陽道	りち	1	36	毛利家文庫 地誌41（25の7）
8	行程記	從摂津国武庫郡西ノ宮至山城国紀伊郡伏見京境 登り八 從山城国紀伊郡伏見京境至摂津国武庫郡西ノ宮 下り一	西宮～伏見京境	山陽道	ーり	1	30	毛利家文庫 地誌41（25の8）
9	行程記	從播磨国赤穂郡久賀村至同郡佐越浦 合巻 從同国揖西郡室津至同郡正條村 合巻 從播磨国赤穂郡久賀村至同郡佐越浦 合巻 從同国揖西郡室津至同郡正條村 合巻	久賀～坂越 室津～正条	播磨国 別路線	とへ	1	12	毛利家文庫 地誌41（25の20）
10	行程記	從摂津国西生郡大坂至同国武庫郡西ノ宮 從同国武庫郡西ノ宮至摂津国西生郡大坂	大阪～西宮	畿内別路線	りぬ	1	12	毛利家文庫 地誌41（25の21）
11	行程記	從山城国統喜郡淀至摂津国東生郡大坂 從摂津国東生郡大坂至山城国統喜郡淀	淀～大阪	畿内別路線	ぬる	1	24	毛利家文庫 地誌41（25の22）

### 三 描写内容

「中国行程記」第一卷上り巻頭の小瀬川から安芸国佐伯郡大野村周辺までを、毛利家文庫「行程記」と比較して見たのが写真3である。街道筋や自然景観の構図は基本的に同じだが、山々の表現方法などに若干の違いが見受けられるほか、注記の位置あるいは内容が異なっている箇所も多い。また、「目録合紋」（凡例）の印種の配列が異なるほか、図中の家・蔵などの位置や数が必ずしも一致していない。もちろん、前述の里程貼り紙は、毛利家文庫「行程記」ではなく、反対に「中国行程記」の第一卷上り巻頭に合紋はない。さらに「目録合紋」に関しては、毛利家文庫「行程記」が巻首尾に示されるのに対して、「中国行程記」第一～五巻は、上り側のみに示されている。

山川などの自然景観は絵筆で描かれるが、村名の枠や、人家・蔵・番所・寺社・一里山などは印で表示されている。印の種別は、巻頭の「目録合紋」に示されるが、同じ印種でも図柄が異なる場合がある。毛利家文庫「行程記」では、人家の印が、切妻造を右斜め方向から見た図形であるのに対して、本図は左斜め方向からのものである。

自然景観や建物、名所旧跡に関する注記は、朱色の引き出し線を使い、貼り紙形式で示されている。この注記方法や印の使用などは「行程記」全般に共通するものであり、特に、印の使用は萩藩絵図方・郡方地理図師の製作技法の特徴である。このように両図を詳細に比較すると、構図・内容は基本的に同じだが、厳密には一致していない。

なお、「中国行程記」には、図の上下余白に、後筆とみられる貼り紙や書き込みが多数確認できる。この内容は、本図の作製者・作製時期の検討に関わるため、次章で詳しくふれてみたい。



小方村

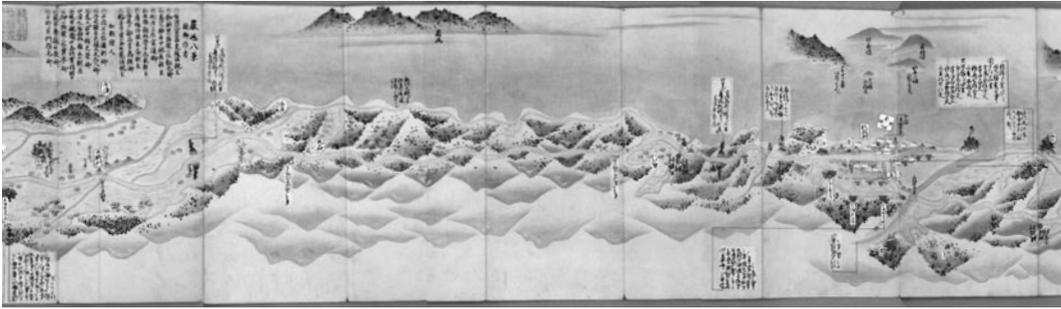
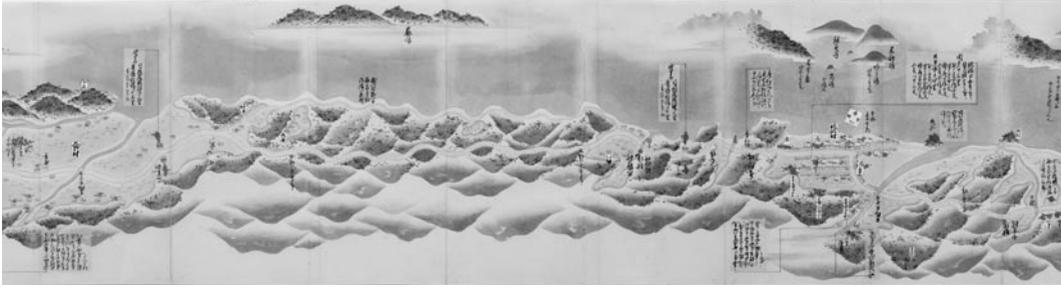
小野村

小瀬川

目録合紋

見返し

写真3 毛利家文庫「行程記」(上)と「中国行程記」(下)の構図比較



大野  
村

巖  
島

玖波  
村

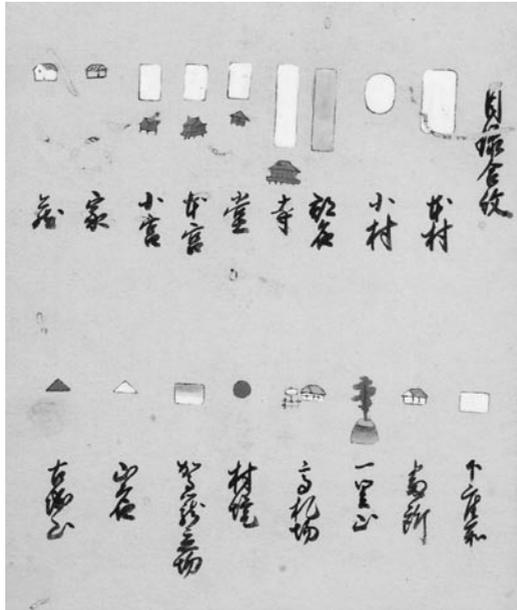


写真4 目録合紋の比較  
 (上:毛利家文庫「行程記」登り7。下:「中国行程記」第5巻)

#### 四 作製者・作製年代

「行程記」群のうち、作製年・作製者が明らかな作品は、寛保二年（一七四二）九月の「御国廻御行程記」第一・二・四・五・七卷<sup>⑨</sup>（萩博物館、人丸神社所蔵）と、宝暦十二年（一七六二）九月の「芸州吉田行程記」<sup>⑩</sup>全一卷（山口県文書館所蔵）で、作製者は、いずれも萩藩郡方地理図師有馬喜惣太である。

毛利家文庫「行程記」の作製年代は、川村博忠氏が図中の記事内容を詳細に分析され、「萩往還・山陽道」が明和元年（一七六四）、「中山道」が明和八年（一七七二）〜安永五年（一七七六）、「東海道」が天明七年（一七八七）〜寛政元年（一七八九）と推定されている。また、作製者は、その仕立てからみて有馬喜惣太であり、彼の生存年から、作製に関わったのは「萩往還・山陽道」部分とされている<sup>⑪</sup>。これにしたがえば、「中国行程記」は、毛利家文庫「行程記」と図中の記事内容が同じことから、明和元年（一七六四）の作製となろう。

ここで、「中国行程記」の成立を語る興味深い資料を紹介する。それは、徳山毛利家文庫・絵図「行程記（写）」<sup>⑫</sup>の奥書に示される次の記事（写真5）である。

先君之女公子<sup>（誠姫）</sup>嫁会津侯、是以今年八月朔発轅向東都、四月十九日蒙命先年奉上密旨所制作中国路行程記四冊令写之、及従本城至于小瀬川行程記一冊合而五冊也、五月朔日操筆七月廿八日写畢而献納之、明和二乙酉歲臣武春<sup>（有馬喜惣太）</sup>記焉、七月廿九日 有馬喜惣太 朱印

ここには、有馬喜惣太が、藩主毛利宗広二女誠姫<sup>の</sup>の会津藩主松平肥後守容綏との婚礼（明和三年（一七六六）九月）に向けての萩出発（明和二年（一七六五）八月）に先だって、明和二年五月一日から七月二八日までの作製期間を要

して「中国路行程記」四冊、および萩から小瀬川までの「行程記」一冊の計五冊を写した旨が記されている。

最も注目すべきは、「先年奉上密旨所制作中国路行程記四冊」の部分である。すなわち、「中国路行程記」は、明和二年（一七六五）の先年に、有馬喜惣太が、藩からの内々の命令によって作製したものであることが判明する。ただし、ここには四冊とあるが、本稿の「中国行程記」は五卷（帖）で、両図の員数に食い違いがある。「中国路行程記」四冊なるものの所在が確認できないが、全体の作製状況に鑑みて、両図は同一ないしは同類とみて差し支えない。また、「従本城至于小瀬川行程記一冊」は、毛利家文庫「行程記」の防長両国内が二巻構成であることから、「諸役所控目録 絵図方」<sup>13)</sup>にある「行程記壺冊并寺社旧記壺冊共、但萩より小瀬川迄之分」に該当するものであろうか。残念ながら、この徳山毛利家文庫「行程記（写）」の底本、すなわち有馬喜惣太の奥書がある「行程記」の所在は確認できず、誠姫の婚礼関係記録<sup>14)</sup>にも「行程記」作製を示す記事は見当たらない。

いずれにせよ、以上を総合すれば、「中国行程記」は、明和元年（一七六四）に有馬喜惣太が作製したものとみてよ<sup>15)</sup>い。

さらに、有馬作品の判断材料となるものに、次の特徴がある。

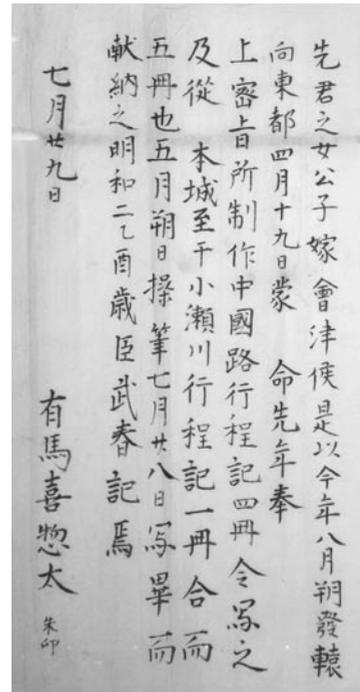


写真5 「行程記（写）」の奥書  
（徳山毛利家文庫・絵図101）

まず、第一章で取り上げた、全巻に付される、上り側巻頭・凡例下部の貼り紙である。これは、有馬作が確実な「芸州吉田行程記」にも同じ物が付けられている。また、「行程記」に使われている記号印は、同種内でも複数の印形がある。「中国行程記」と「芸州吉田行程記」に使用されている「家」の記号印は同一である。これらが有馬のオリジナル作品に共通する仕様と考えられる。

このほか、喜惣太の死後、郡方地理図師有馬家に、「中国行程記 尾瀬川より吉田迄」、「同 西ノ宮より大坂迄」、「同 赤穂郡久里村同郡佐越迄・室津より正條村迄合巻」、「同大坂より淀二迄」の四巻が保管されていたこと<sup>16</sup>も、その裏付けとなる。

ところで、「中国行程記」の画面の端々には、全体で三六箇所におよぶ貼り紙や書き込みが



写真6 「中国行程記」第3巻・播磨国赤穂郡西有年村

ある。いずれも薄墨で記入されており、本文とは明らかな異筆である。<sup>17</sup>

内容は、すべて図中の修正や由来書の補足に関するものである。修正例では、第三卷・備中国小田郡本城村の鷓江宮に、「鷓江宮鳥井カクアリ」と記入されている。同宮前に鳥居があることに気づき、朱筆で鳥居を描き入れたことが判明する。第五卷・摂津国兔原郡河原村の「紀州小泉城主片桐石見守領」の箇所では、「紀州」という誤りを「大和添下郡」と修正している。補足例では、第五卷・摂津国兔原郡野寄村の「此アタリ田中村ト云アリ」、第三卷・備中国下道郡新庄村の「此アタリ途中ニ秀吉鞍掛石アリ」などがある。

これらの貼り紙や書き込みの事情を知る上で注目すべきものがある。それは、第三卷・播磨国赤穂郡西有年村にある次の書き込みである（写真6）。

「此アタリ古墳アリ、サクラ木ノ事、右ウスミの三行ハ先年通行ノ時、轡中ニテ記ス」（傍線は筆者）

すなわち、この書き込みは、同一人物によって、少なくとも二度にわたっていること、さらに、一度目は当該箇所を駕籠で通行中に記したことがわかる。

次に、これらの書き込み等の時期を推定する手がかりとして、城主に関する修正内容を見てみよう。↓は該当する候補、「<sup>18</sup>」は在任期間である。

○第二卷・「福山城主阿部伊予守」⇨福山藩主阿部正右〔寛延元年（一七四八）十一月～明和六年（一七六四）七月〕

【貼り紙】「阿部伊勢守 ふく山」

↓阿部正倫〔明和六年（一七六四）八月～享和三年（一八〇三）十月〕

↓阿部正弘〔天保七年（一八三六）十二月～安政四年（一八五七）六月〕

↓阿部正教「安政四年（一八五七）八月～文久元年（一八六一）五月」

○第三卷・「伊東伊豆守館」≡岡田藩主伊東長詮「宝暦十三年（一七六三）九月～安永七年（一七七八）六月」

【貼り紙】「伊東はりま守やかた」

↓伊東長寛「安永七年（一七七八）閏七月～嘉永三年（一八五〇）六月」

↓伊東長焜「万延元年（一八六〇）十二月～明治四年（一八七二）七月」

○第三卷・備中国下道郡山手村に板倉美濃守の記事

【貼り紙】「板倉周防守 松山」

↓備中松山藩主板倉勝政「安永七年（一七七八）二月～享和元年（一八〇一）三月」

↓板倉勝峻「享和元年（一八〇一）一月～文化元年（一八〇四）七月」

↓板倉勝職「文化元年（一八〇四）九月～嘉永二年（一八四九）閏四月」

○第三卷・播磨国赤穂郡西有年村の赤穂へ通じる道

【貼り紙】「森信濃守 あこほ」

↓赤穂藩主森忠徳「文政十年（一八二七）～文久二年（一八六二）一月」

右の内容は、いずれも「中国行程記」が完成した明和元年（一七六四）以降のものであるが、すべての条件を満たす期間はない。敢えて複数の条件を満たす期間を探ってみると、安永七年（一七七八）～享和三年（一八〇三）と天保七年（一八三六）～嘉永二年（一八四九）の二つのグループが確認できるものの、書き込み等の行われた回数が明らかにでない限り、あくまで目安にとどまる。また、少なくとも、前述の城主名を記した貼り紙間ですべての条件が一

致する期間がないため、貼り紙が書き込みかという形式の違いによる時期区分はできない。

では、記入者は誰かということになる。人物を特定できる材料は見いだせないものの、素直に考えて絵図方ないしは郡方地理図師であろう。当時は両役とも財政難によって絵図作製に伴う出張がままならなかったため<sup>19</sup>、単に絵図修正の目的で通行したとは思えない。この一方で、絵図方は、江戸方などの求めに応じて絵図を作製して届けることもあった。郡方地理図師は、職務範囲が郡奉行所管轄下、すなわち領国内に限られていたため基本的に国外出張はないが、両役とも江戸番手としての出張はあったとみられる。いずれにせよ彼らが、何らかの出張の機会に記した可能性は十分にある。

## 五 伝来経緯

「中国行程記」は、巻首・巻尾および画面内の各所に「萩町立明倫図書館蔵」の蔵書印（写真4）が押されていることから、その旧所蔵先が判明する。明治四十三年（二九一〇）八月、明倫尋常高等小学校内に図書館が設置され、私立明倫文庫と称された。明倫文庫は、翌年、私立明倫図書館と改称され、さらに翌年、萩町に移管されて町立明倫図書館となった<sup>20</sup>。現在、萩博物館には「中国行程記」八巻、「行程記」七巻の計一五巻が伝わっているが、これらすべてに「萩町（市）立明倫図書館蔵」の蔵書印が押されている。また、萩博物館所蔵「行程記」に使用されている合紋は、すべて対応箇所ごとに色分けされた小さめの四角枠内に記されたものである。

これらの里程貼り紙、合紋など様式上の共通点、絵図方・郡方地理図師の双方が「行程記」を保管していたこと、

そして装丁を含めた絵図としての仕上がりの程度の相違などから、「行程記」は、保管先に關して、絵図方保管と郡方地理図師保管との二グループがあり、伝来に關しては、絵図方保管分は毛利家文庫として、郡方地理図師保管分は萩町(市)立明倫図書館から萩市郷土博物館、萩博物館へという、大きく分けて二つの系統があるとみられる。このことは、より詳しく調査する必要があるが、それぞれが一連のまとまりを持った作品群であることは間違いない。

### おわりに

萩博物館所蔵の「中国行程記」は、明和元年(一七六四)、有馬喜惣太の作製であることが判明した。

「中国行程記」と毛利家文庫「行程記」は、単純な正・写の關係にないことは明らかであるが、互いの作製事情については、現段階では不明である。

また、有馬家の「譜録<sup>22)</sup>」(明和二年(一七六五)三月)には、喜惣太が「行程記」を作製した旨の記事はなく、「諸役所控目録 絵図方<sup>23)</sup>」(明和二年二月)には、「行程記」群に關して、「御国廻御行程記」と「行程記」(萩・小瀬川、萩・豊浦郡中山村、玖珂郡高森村・吉敷郡宮野村)のみで、山陽道区間のものは記録されていないなど、不可解な部分も多い。付言すれば、毛利家文庫「行程記」や同「御国廻御行程記」は至極美麗に仕上がっており、清書の色合いが顕著である。厳密には、これらが有馬喜惣太自身によるものか、はたまた雲谷派の絵師たちの手による、あるいは彼らの手が加わったものか、今後の課題として慎重に検討する必要がある<sup>24)</sup>。

註

- (1) 毛利家文庫三〇地誌四一。
- (2) 毛利家文庫三〇地誌五七。
- (3) 拙稿「近世街道絵図「行程記」の路線図について」(『山口県文書館研究紀要』第三六号、二〇〇九) 収載の一覽表五五点に、「行程記(写)」(徳山毛利家文庫・絵図一〇一、当館所蔵)、「中国行程記卷二(写)」(同一〇二、同)二点を加えたもの。
- (4) 毛利家文庫三〇地誌四一(二五の一〜二)。
- (5) 川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」(『山口県地方史研究』第五五号、一九八六)、拙稿「御国廻御行程記とその異本について」(『山口県文書館研究紀要』第二五号、一九九八)。
- (6) 川村博忠「松江藩の天明二年『守里道地図』について」(『歴史地理学』第五三卷第二号、二〇一一)、杉本史子ほか編『図学入門』(東京大学出版会、二〇一一)、小泉袈裟勝編『図解・単位の歴史辞典』(柏書房、一九八九)。山本正大「行程記と有馬喜惣太」(『太陽コレクション』「地図江戸・明治・現代京都・大阪・山陽道」、平凡社、一九七七)。ちなみに、萩藩領では一間＝六尺五寸であったことに留意しておく必要がある(『歴史の道調査報告書 山陽道』(山口県教育委員会、一九八三))。
- (7) 拙稿「近世街道絵図「行程記」の路線図について」(『山口県文書館研究紀要』第三六号、二〇〇九) 収載の路線図をもとに作成した。なお、区間表記は各巻の題箋の記載に拠ったもので、絵図上ではすべて連続している。
- (8) 拙稿「一村限明細絵図清図の記号について」(『山口県文書館研究紀要』第三四号、二〇〇七)。
- (9) 萩博物館の「御国廻御行程記」は、「行程記」の標題で、四巻分が残されている。人丸神社のものはそれらからの流出本で、最終巻(第七巻)に該当する。
- (10) 福尾猛市郎収集史料二二。拙稿「芸州吉田行程記について」(『山口県文書館研究紀要』第三三号、二〇〇六)。
- (11) 川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」(『山口県地方史研究』第五五号、一九八六)。
- (12) 徳山毛利家文庫・絵図一〇一。

(13) 毛利家文庫九諸省四〇(一七の六)。

(14) 「誠姫様御出府一件控」(毛利家文庫四六吉凶二〇五)。

(15) 「中国行程記卷二(写)」(徳山毛利家文庫・絵図一〇二)の題箋に「有馬武春判」とあることも喜惣太作の証明である。

(16) 拙稿「萩藩郡方地理図師の職務と地位―有馬家の筆並騷動を巡って―」(『山口県文書館研究紀要』第四〇号、二〇一三)で、これらはすべて山口県文書館所蔵資料に該当するとみていたが、「芸州吉田行程記」を除き、萩博物館所蔵「中国行程記」の該当巻であることがわかった。

(17) 「中国行程記」第七巻の外題簽にある「此巻末ノ<sup>リ</sup>ノ印ト五巻目合印アリ」と、第八巻の「佐越室ノ津」の書き込みは、図中の補記と同筆とみられる。

(18) 『藩史大事典』第六巻中国・四国編、第五巻近畿編(雄山閣、一九九〇)。

(19) 拙稿「萩藩郡方地理図師の職務と地位―有馬家の筆並騷動を巡って―」(『山口県文書館研究紀要』第四〇号、二〇一三)。同「萩藩絵図方関係年表」(『山口県文書館研究紀要』

第三八号、二〇一三)。

(20) 拙稿「『御国廻御行程記』とその異本について」(『山口県文書館研究紀要』第二五号、一九九八)。「萩市史」第二巻二八八頁(萩市、一九八九)。

(21) 拙稿「近世街道絵図「行程記」の路線図について」(『山口県文書館研究紀要』第三六号、二〇〇九) 収載の一覧表参照。

(22) 毛利家文庫二三譜録あ一〇三。

(23) 註(13)に同じ。

(24) 毛利家文庫「御国廻御行程記」の美麗さは、「行程記」群のなかでも突出している。これに関して、寛保二年(一七四二)、雲谷派絵師松田等叔が、「昼夜御藏本に詰めて絵図を作製し、前年より(藩主毛利宗広の)御国廻り御用意の絵図も作成した」(『譜録 松田等叔景明』毛利家文庫二三譜録ま五四)と記していることは注目される。

また、「行程記」群が、測量に基づいた絵図であることは間違いないが、測量したデータを書き留めた野帳(測量帳)や測量線を書き入れた下図の類が残っていないのが惜

しまれる。

一方、作図方法を知ることのできる「行程記」が二点ある。一点目は、萩博物館所蔵の「行程記」（従熊毛郡八代村至吉敷郡宮野村）である。同図は冒頭部分が作製半途のため、地名や施設を示す印、地形などが白描の状態で残されている（註（20）拙稿参照）。二点目は、毛利家文庫「行程記」（三〇地誌四一（二五の二四・二五）である。同図には、山や街道の縁に沿って描画の輪郭を示した「籠押し線」が残っている。

有馬喜惣太作の「行程記」の特徴の一つに、合紋を色分けされた四角枠内に記す点がある。これと同形式の合紋を使用する萩博物館所蔵の「行程記」（従熊毛郡八代村至吉敷郡宮野村）と「同」（従阿武郡河島庄至豊浦郡岡枝村）も有馬喜惣太の作品とみてよからう。両図には、合計で二箇所合紋があり、それに接続する「行程記」は一一巻におよぶことがわかっている（註（20）拙稿参照）。接続分の「行程記」の所在は確認できないが、数多の「行程記」によって、領内の街道を網羅する計画があったことが明らかである。

さすれば、この計画は、絵図方というよりも、むしろ郡方地理図師有馬喜惣太の計画であった可能性が高く、彼の地図作製に対する強い情熱と壮大な構想に、思いを馳せずにはいられない。